

2018年12月7日

須増 伸子

須増議員

通告に従い質問します。よろしく申し上げます。

西日本豪雨災害から、ちょうど5カ月がたとうとしています。

岡山県全体で災害関連死の5名を含め66名もの尊い命が失われいまだ行方不明の方々もおられます。避難所は現在18名となり、復旧・復興ロードマップでは建設型仮設住宅に719人・借上げ型仮設住宅に8316名が入居となっており、自宅の二階や知人宅への避難者なども含めると、いまだに一万人近くが避難生活を続けていることとなります。

1、被災者等の支援について

須増議員

(1) 最初に、仮設住宅の供与期間の問題です。復旧・復興ロードマップでは、仮設住宅の提供は、建設型も借上型も「最長2年間」とあります。しかし、被災者の皆さんは、「小田川付け替え工事が終わるまでは、真備に帰る気になれない」「家も車も、家財もすべて失い、この年でどうやって家が再建できるのか」「2年後の暮らしを考えると不安でたまらない」「年金暮らしで、たくわえだけでは家は建たない」「公営住宅を待っている」などの声を聞きます。

被災者は、2年間というしばりで焦りと不安を募らせています。他県の特定非常災害に指定された被災地でも仮設住宅の供与期間が2年から延長されています。ぜひ延長を国に求めていただきたいと考えます。そして、「必要に応じて延長」と復旧・復興ロードマップに記入し被災者の不安にこたえていただけないでしょうか。保健福祉部長のお考えをお示ください。

(2) 次に医療費等の自己負担無料化の期間が来年2月まで延ばされました。今後も、市町村と県が医療費等の無料延長の意向を示せば、国が10割負担で引き続き医療費及び介護保険利用料の自己負担無料化の延長が可能と聞いています。避難生活をつづける被災者の命と健康を守るため、最も大切な支援の柱ともいえる無料化の継続が必要と考えます。保健福祉部長のお考えをお示ください。

(3) 3 つ目に、被災者の心のケアについてです。熊本や広島では、借上型仮設住宅

に入居された被災者を中心に、孤立化が進み孤独死が発生していると聞きます。私も、真備町の共産党被災者支援センターで、「みなし仮設にいと周りは普通の暮らしをされていて、被災の話をできず、誰とも話さない日もある。」「夫が引きこもって出てこれなくなった」などの声を聴きました。現在、県と市で協力し生活支援相談員による見守り活動と相談活動などを進めておられます。しかし、まだ、被災者同士の交流の場が足りません。交流の場を細かく設置し、運営の指導を行政が責任を持つ形で進めていただく必要があります。被災者の方々は既に元のコミュニティーを壊され、避難所、そして仮設と短い期間に2度3度と引っ越し、人間関係を形成することに疲れを感じています。被災者だけでコミュニティーを形成することは難しいと思います。

県として、仮設住宅の現場に人的支援をしていただき、被災者を一人ぼっちにしないためのコミュニティー形成に向けた取り組みを求めます。保健福祉部長のお考えをお示してください。

(4) 4つ目に、事業者への支援の問題です。グループ補助金の申請に当たり、「手続きが大変」「二社見積もりが必要で、大工が忙しく見積もりを取るのも一月以上待たなくてはならず、期日までに間に合うか心配」など手続きの複雑さなどを理由に、申請を諦めたという事業者があります。すべての事業者に再建のチャンスを与えるため、手続きの煩雑さや期日が再建の支障とならないように、しっかりとした相談体制の強化と事業期間の延長が必要と考えますが、産業労働部長のお考えをお示してください。

保健福祉部長

お答えいたします。

被災者等の支援についてのご質問であります。

まず、仮設住宅の供与期間についてであります。期間の延長は、供与期間終了時においても、被災者の住宅が不足するような状況があり、仮設住宅を存続させる必要がある場合が要件とされております。

このため、現時点では、国に延長を求める段階にはないと考えており、まずは、被災者の生活再建支援に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

また、ロードマップへの記入についても、進捗状況に応じて、検討してまいりたいと存じます。

次に、医療費等の自己負担無料化の延長についてであります。無料化については、被害状況等に鑑み、必要な医療・介護サービスの利用に支障をきたさないよう、市町村が国民健康保険の窓口負担を免除した場合などに、国の判断において

財政支援を行うものであります。

県としては、引き続き被災市町村の実情等を国に伝えるなど、適切に対応してまいりたいと存じます。

次に、コミュニティ形成の取組についてであります。仮設住宅に入居する被災者が孤立しないよう、元の地域や他の被災者とのつながりを保つための場の提供は重要な取組であり、地域の実情を最も知る市町村が中心となって実施していくことが効果的であると考えております。

県では、そうした交流の場に人を派遣し、直接運営することは考えておりませんが、被災経験のある自治体の事例や、ボランティアによる交流会などの情報を共有し、市町村の取組が被災者の様々な交流につながるよう、支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

産業労働部長

お答えいたします。

グループ補助金についてであります。県では、各地域で説明会や個別相談会を実施するとともに、グループ補助金受付センターで個別相談に当たるほか、中小企業診断士等を派遣するなど相談体制を充実し、事業者が円滑に申請できるよう支援しております。

また、事業期間の延長については、東日本大地震や熊本地震の際に繰越措置がなされた例も踏まえ、国と連携しながら、事業者の方々が不安なく復旧に取り組んでいただけるよう適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。(1)のことなのですが、仮設住宅の供与期間の問題ですけれども、終了時、必要と認めれば判断するということで、可能性はあるということなんでしょうけれども、今の時点では判断しないということだったと思うのですけれども、この、いま皆さんに、そういう可能性もあるんだってことをお伝えするだけでも違うのではないかと考えているんですね。

特定非常災害に指定された災害ですので、これまでの事例からいうと、ほとんどの指定されたものは仮設住宅2年以上認めてくださっている訳ですから、そういう事があり得るんだという事を、明記はできませんか。ただし書きで。皆さんにお伝えする、被災者にお伝えすることはできませんか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。供与期間の期間延長に關しまして、そうした国の判断で延長という場合がある得るという事を、被災者の皆さんに周知してはいかがかというご質問であったかと思ひます。

今回の議会の場でもそのようにご答弁させていただいておりますし、ご質問があった場合には、例えば見回り活動等の中でそうした仕組みについてはご説明をしていくことができるように県としては研修など相談員の中にも情報提供などさせて頂ければなと思ひております。以上でございます。

須増議員

それぞれ部長ありがとうございました。ぜひそういう発信をして頂きたいですし、また、コミュニティーの場に対する人的支援というのは市町村だけでは本当に不足をしていて、大変な事態になっていますので、是非とも人的支援を県としても前向きに検討頂きたいということは要望としてお伝えします。

2、復興計画等について

須増議員

(1) 県では、被災された県民の皆様の生活や生業の一日も早い回復に向け、各種支援を示す復旧・復興ロードマップを示し、11月には改訂版も出されました。

多くの被災自治体では、住民と議会の議論を経て復興計画を策定し、公表しています。岡山県でも復興計画の策定についてどのように検討されているのか。まず知事のお考えをお示し下さい。

(2) 被災者の皆さんが主人公となり、どのように復旧・復興を目指していくのかを見えるように行政は力を尽くさなくてはならないと考えます。現在の復旧・復興ロードマップでは、被災者へのメッセージや復興へ向けた各事業の優先順位などが伝わりにくく感じています。

たとえば、熊本県では「県民の総力を結集し将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する」とあります。岩手県では、復興への県の基本方針を、「被災者の人間らしい「くらし」「まなび」「仕事」を確保し、一人一人の幸福追求権を保障する。犠牲者の故郷への思いを継承する」としています。広島県でも西日本豪雨の復興計画をすでに策定しています。復興計画という形にこだわることはないのですが、被災者へ力強い復旧・復興へのメッセージが伝わり、県の被災者に寄り添う姿勢を示すことが必要ではないでしょうか、知事のお考えをお示し下さい。

さらに、復興にむけた歩みの道筋、優先順位を示すことが大切ではないでしょうか。

まず、安全を確保しなくてはならない。その上で被災者が希望をもって被災地へ帰り住み、くらしを再建し、「なりわい」を再生する。といったプロセスが示されなくてはならないと感じます。

知事の考える復興への道筋について、併せてお示してください。

知事

日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

復興計画等についてのご質問であります。

まず、復興計画の策定についてであります。豪雨災害からの 1 日も早い復旧・復興を実現するためには、各種取組の進捗状況等を、市町村をはじめ県民の皆様と共有しながら、スピード感を持って進めていくことが何よりも重要と考え、取組内容やスケジュールの見通しを分かりやすくお示したロードマップを策定したものであります。

このため、お話しした復興計画を改めて策定することは考えておりませんが、引き続き、被災者のニーズや、進捗状況を踏まえながらロードマップに掲げる取組を着実に推進してまいります。

次に、被災者へのメッセージ等についてであります。被災者の皆様に寄り添いながら復旧・復興に向けた各種施策を力強く進め、豪雨災害という大きな困難を必ず乗り越えるという私自身の強い思いを、記者会見などで発信するとともに、ロードマップにおいても、決意として盛り込んでいるところであります。

引き続き、より災害に強く元気な岡山を目指すとの私のメッセージを、積極的に、被災者の皆様にお伝えしていきたいと考えております。

また、復興への道筋については、被災者の皆様の生活と暮らしの再建に向けて、公共施設等の復旧、地域経済の再生が併せて重要であるとの認識の下、復旧・復興の実現に向け、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

知事ありがとうございました。

ロードマップではなかなか十分に伝わりにくいという印象を私受けていまして、今のお話にあったように災害に強く元気な岡山を目指すということも含めて、もっとわかりやすく、ロードマップを充実させる形で構わないとは思いますが、是非ともわかりやすく発信して頂きたいと要望致します。

3、治水対策について

須増議員

高梁川と小田川の洪水について問います。

私は、被災者の「なぜ決壊したのか」「もう安全なのか」という問いかけに応えることなしに、真の復興を成し遂げることは難しいと感じています。

温暖化が進み、異常気象が多発する中、またいつ来るかわからない災害ということ胸に刻み、「人命が失われるようなことは今回で終わりにする」という決意のもと、科学的、技術的な知見に立脚した方向性を示し、住民が主人公になって総合的に検証し被害を最小限にする方向を見出さなくては、安全で安心な地域として希望を持つことはできません。

そこで真備町のこのたびの大洪水について知事に伺います。

(1)まず、今回の洪水は、防げたはずの洪水ではなかったかということです。小田川合流点付替え事業を実施することもあります、それ以前にも多くの問題と教訓があると思います。

高梁川水系小田川堤防調査委員会は、「主な決壊の原因は越水と推定」と発表しました。つまり、急激な水位の上昇により、堤防の低いところから越水が起き、破堤が起こったということです。この国土地理院の地図を見てください。(図を示す)堤防の低い箇所、つまり標高17メートル以下の堤防が見事に破堤しています。

18メートルは無事です。あと1メートル高ければ越水は起こっていません。

今後の小田川決壊部の堤防工事について、堤防高は原形復旧するという計画となっています。また、県の支流の高馬川も小田川に合わせ合流点付近では標高約16メートルとなっています。低すぎます。堤防が低い場所が決壊したことがわかっていながら、国はなぜ堤防の高さを変えないのでしょうか。知事、ぜひ国に堤防の高さの再検討を求めていただきたいと思います。お考えをお示してください。

(2)さらに、水位がもう一メートル低ければ決壊はおこっていなかったのではないか。という問題です。そもそも、気象庁は、7月5日午後2時過ぎに台風や大雪以外では異例の緊急記者会見を開き、西日本から東日本の広い範囲で週末まで雨が降り続き「大きな河川でも増水し決壊の可能性あり」と厳重注意を呼びかけました。このため、行政やダム管理者はこれに対し事前に適切な対策をとるべきでした。しかし、高梁川上流にある新成羽川ダムや河本ダムなどの4ダムは6月末から貯水量を増加させていました。県管理のダムは事前放流をされていましたが、新成羽川ダムは、そもそも治水ダムではないので事前放流はされていません。

成羽川は高梁川の支流ですが、その流域面積は広島県に及び930km²で、成羽川合流点以北の高梁川の流域面積974km²とほぼ同じです。その広い流域の水を貯える巨大ダム新成羽川ダムでは6日の夕方5時に洪水量以上の放流を予告し19時

には毎秒1000トンを超す大量放流を実施し、22時過ぎに2000トンを超え、22時30分には最大毎秒2074トンを放出しました。その後も大量放流を続けました。日羽水位観測所の最大流量が毎秒6960トンですから、新成羽川ダムの放水量が約3割を占めています。酒津水位観測所でも最大流量は毎秒8,882トンですから23%は新成羽川ダムの影響があったとみられます。岡山県管理の河本ダムも6日の23時30分に最大流量毎秒747トン放出しています。

高梁川の6日夕刻から深夜にかけての急激な水位上昇が、大雨とダム放流によって引き起こされ、小田川では急激なバックウォーター現象が起こったといえます。

河川法52条では、河川管理者(国)は川の状況を総合的に考慮してダム設置者に必要な措置を指示することができるかと規定されています。国が52条を使い、事前放流を求めていれば結果は違うものとなったのではないのでしょうか。検証委員会では、現時点では新成羽川ダムの検証はされていません。新成羽川ダムと洪水との関係について知事のお考えをお示してください。

今後は、そもそも、国の高梁川水系河川整備計画の中に治水ダムと位置付けられていない新成羽川ダムも含めた治水計画を作成するよう国に求めるとともに、岡山河川事務所と県と市町村とダム管理者との間で放流時の連携協定のようなものを作るべきと考えます。知事のご意見をお示してください。

また、これは住民も口々に原因だと言ってきたことですが、河川内のジャングルと化した樹木や雑草の放置や、河道掘削も行われずに堆積した土砂が洪水の一因と考えられます。河道面積が確保されていれば、水位を少しでも下げることができたと考えます。

知事

お答えいたします。

治水対策についてのご質問であります。

まず、小田川の堤防工事についてであります。国管理の小田川では、小田川合流点付替え事業と河道掘削等により、水位を低下させることから、堤防高は現在と同等とする計画と聞いており、県としましても、再度災害防止のため、本事業の1日も早い完了に向け、必要な協力を行ってまいりたいと存じます。

次に、新成羽川ダムのうち洪水との関係についてであります。7月豪雨における新成羽川ダムの放流操作や県管理区間の水位への影響等について、今後、中国電力の協力を得ながら、災害検証委員会で検証される予定となっております。

その結果等を踏まえ、中国電力や国、関係市等と連携し、高梁川水系の治水安全度向上を図るための取組について検討してまいりたいと存じます。

次に、治水計画の作成等についてであります。現在、国が設置した「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能に関する検討会」において、利水容量の治水転用について議論されているところであり、お話の利水ダムを含めた治水計画の作成については、その結果等を踏まえ、対応を検討してまいりたいと存じます。

また、ダムの放流時の連携については、現時点では協定までは考えておりませんが、下流の浸水被害を軽減するため、どのような連携が可能なのか、国や関係自治体、ダム管理者と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。まず、堤防なのですけれども、河道掘削をするから大丈夫というふうにお答え頂いたのですけれども、根本的に小田川合流点付け替え工事 5 年までは、同程度の雨量がきたら、本当に怖いなと思っていまして、河道掘削で1m下げられる見込みがあるならばそれで良いわけなのですけれども、そうはならないと思うんですね。そのために、せめて 17m以上は確保して頂きたい。いま、それよりずっと低い計算でいっているというのは本当に問題だと思うのですけれども、知事その点、もう一度どのようにお考えでしょうか。本当にそれで網羅できるとお考えでしょうか。

知事

そもそもハード対策、ソフト対策それぞれを総合的に駆使をして住民を守るという事でございます。ハードだけですべて守られると、ということではありません。今からこの付け替え工事が終わるまでは、ソフト対策が非常に重要になってくると思います。

そもそも言えば今回、付け替え工事で洪水時 5m水位が下がる。これは私、画期的なことで、ほとんどの水害においてそのような根本的な工事っていうものはなかなか無い中での色々な対策ということでもあります。もともと 10 年かかるような大変大きな工事を、特例的に突貫工事で5年ですということでございます。ぜひ、その工事 1 日も早く進めると共に、それまでの間、色々な対策を駆使して被害がおきないように努めたいと思います。

須増議員

知事、堤防の所は要望なのですけれども、小田川の堤防高に合わせて高馬川は、合わせるしかないんですよね。小田川よりいくら高くしようと思っても、それで、高馬川の一番最初に決壊したところ、それが相変わらず 15.84mから上がらないって

というのは、本当に私納得がいなくてですね、末政川は逆に 17m くらいの設計になっているんですよ。それは末政川と小田川との高さを合わせるからですよ。県としては、国の設計に合わせる以外ないわけですから。本来あるべき高さにぜひ要望をお願いしたいと思います。

次なのですけれども、ダムの問題は県としても随分協議をして頂いて、今後検証に入るとおっしゃって頂いたので本当にありがとうございます。中国電力も社会的な責任を果たして協力をして頂くという事ですので、本当に期待をしております。洪水調整機能を持たないダムが、こういう場合にしっかり協力して頂く、52 条を発動して頂くという風に取り組んで頂けるよう、求めたいと思うんですけれども、私が問題にしているのは、1972 年にやはり大洪水が起こってですね、その時も住民からはダムの大放流が原因として、中電の新成羽川ダムに対して裁判が行われました。そういう社会的にも問題になったにも関わらず、この 50 年たったらこの今回の西日本の豪雨災害においては、新成羽川ダムの放流時にその各自治体に検証されていなかった、というか伝承、どれだけ危険かというのが伝わりきれていなかったと思うのですね。やはり、何かちゃんと、こう、滅多に來ない災害でもそのことがちゃんと伝わって、新成羽川ダムがこれだけの大量放流するというの是一大事だということをきちっと伝わっていくシステムを作っていないと、本当に検証にならないと思うんですよ。その点について、計画に入れてはどうかと、私は思っているんですけれども、知事、いかがでしょうか。

知事

これまで、1972 年のあの洪水の教訓が十分生かされていなかったのではないかと、そういった反省ももとにこれから行動すべきという質問と理解して、お答えさせていただきます。

あの、実際大変な被害がおきた時に、我々、過去に戻ってどうこうすることは無理でありまして、最大限できるのはそこからきちんとした、本質的な教訓を読み解いて、それを次に生かすという事でございます。今、県としても第三者の先生方に厳しく検証して頂いているところでございまして、その検証の報告もきちんと勉強して、ぜひこの雨量がこれが最後になると私は思っておりません。また、同等の雨量もしくはそれを上回るような雨量が来た時でも、できる限り住民の命を守ることができるよう、どういった工夫が必要なのか可能なのか、しっかり検証したうえで、次の計画に取り組めるよう考えていきたいと存じます。以上です。

須増議員

知事ありがとうございました。ぜひ、何年たってもその検証ができるようにより多くお願いします。

4、災害時の情報伝達等について

須増議員

最後に救えたはずの命にの問題についてお伺いします。この度の真備町の洪水は、前回の質問でも少し触れましたが、避難できなかった方々が2350名に及び、51名もの方々が亡くなりました。避難指示や避難勧告の在り方が問われています。先日倉敷市の副市長が防災特別委員会の場で、「情報が少なかった。ダム放流も含めて高梁川、小田川の水位などの情報を国、県、市と統一的に持っている必要がある」としました。私は、災害時の情報伝達等について、3つの問題点を感じています。

(1)一つは、情報の伝え方です。

県と市町村の双方で緊急時に人員も足りず、情報も錯そうしている中、どうやって必要な情報を正確に把握していくのでしょうか。危機管理監と土木部長にそれぞれ伺います。

危機管理監に対しては、中国電力からの新成羽川ダムの放流情報について、県の危機管理課が倉敷市へ貸与しているFaxにおいて受信エラーばかりで倉敷市はダムの大放流をつかめなかった問題への考えと併せて伺います。

土木部長に対しては、岡山河川事務所からの小田川氾濫発生メールを気づかなかった県水防本部、高馬川決壊情報が4時間後に国リエゾンが口頭で伝えるまでつかめなかった問題への考えと併せて伺います。

(2)もう一つは、情報をつかんでも、その意味が分からなければ、共有ができれば、判断ができない。という問題です。小田川の異常な増水に対し、河川事務所はホットラインで倉敷市長に直接危険を警鐘していたにもかかわらず、避難指示が出たのは、真夜中の午前1時30分です。伝えられた情報を受け止める現場が同じ土俵で知識や危機感を共有しなければ、行動に結びつきません。まして、そのことが市民に伝わりようがありません。この問題点について、危機管理監のお考えをお示しく下さい。

(3)3つ目は夜が明けて明るくなった時点で、なぜ、末政川の東側の方々に避難指示を徹底する手立てが取れなかったのか。末政川の状況をつかむことが明るくなくてもなお遅れていたことがどうしても納得いきません。末政川の真東の住民が朝起きて末政の西が水没していることを知らずにいたと証言しています。この地域で15名もの方が亡くなっていますが、少なくともこの方々は救えたはずでした。検証委員会でかなり解明されていると思いますが、この問題点について、危機管理監のお考えをお示しく下さい。

危機管理監

お答えいたします。

災害時の情報伝達等についてのご質問であります。

まず、情報の把握等についてであります。ご指摘のFAXについて状態を確認したところ、修理が必要な障害の履歴はなく、情報が集中して送られてきたことが原因であると考えております。

災害時において、FAXでの情報伝達は、こうした障害の発生が想定されることから、市町村や関係団体に注意喚起するとともに、特に、重要な情報については、多様な手段を通じ、より迅速かつ正確に収集、伝達が行えるよう、今後、県民局からの連絡員や、テレビ会議システムの活用などについて検討してまいりたいと存じます。

危機管理監

次に、情報共有についてであります。市町村が、的確に避難勧告等を発令するためには、気象台や河川管理者などから提供される情報を十分理解し、活用することが必要であり、これまでも市町村長を対象としたトップセミナーや、職員に対する研修等を実施してきたところであります。

今後、こうした取組の充実を図ることはもとより、県が実施する水害特別防災訓練への参加を促し、訓練を通じて、災害対応に必要な知識やスキルの習得を進めるとともに、災害時には、気象台や河川事務所等ともしっかり連携し、市町村を支援する体制がとれるよう努めてまいりたいと存じます。

危機管理監

次に、避難指示の徹底についてであります。未政川の東側で、最初の決壊から相当の時間を経過した後に、最大浸水面積を記録したとされており、こうした浸水状況や住民の避難行動等を把握するため、現在、アンケート調査を実施しているところであります。

また、災害発生時における避難指示の徹底などの的確な応急対策の実施には、被災地の状況把握が大変重要であり、県民の命を守るため、市町村からの報告に加え、県が直接、被災現場の情報収集を積極的に行う必要もあると考えており、こうした活動を行うことができる体制整備等について検討を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

土木部長

お答えいたします。

情報の把握等についてであります。岡山河川事務所からの小田川氾濫発生の情報や、高馬川決壊情報の把握が遅れたことについては、水防本部として、情報伝達の徹底や、その確認に課題があったと考えており、災害検証委員会における議論も踏まえ、今回のように情報が錯綜する中での関係機関相互の情報伝達や情報収集の方法について、改善策を検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。

FAXの問題は、そもそもFAXで情報を伝えるというやり方を改善していくという事ではあったのですけれども、いずれにしても、この大災害の場合は電力が無くなったり、色々な通信機器も止まったり、というリスクが常に付きまとして、どの場合でどれが正解かといのはなかなか難しいと思います。そういう中で、確実な情報の伝え方というのを本当に検討して頂きたいと思います。

それと、もう一つは、新成羽川ダムの放流というものに対する倉敷市の認識というのが、本当になくて、今回の受信エラーが起きていることを受けても、それがどれほどの大きい問題であったかという認識がどうも無いように感じております。そういう事も、本当に含めて、倉敷市と一体となってそのところを県が貸与されているFAXですし、そういう問題をポイントに少し市に対しても指導して頂きたいのですがいかがでしょうか。

危機管理官

お答えいたします。

まず、様々な手法でということにつきましては、当然、これは防災行政無線もありますし、衛星回線というのも、最後はある訳でありまして、そういったことも含めてしっかり引き続ききちっと活用できるよう留意して参りたいと存じます。

それから、倉敷市の今回ご指摘のあった件につきましては、これ基本的に倉敷市と中国電力との間の送受信の関係でありまして、本来当事者同士で適切な取り扱い方法について責任を持って取り決め、運用すべきというものと考えておりますが、これは防災に関する情報でありますので、先ほども答弁致しましたように、しっかり対応して頂きたいと考えておりますし、そのようになるように、注意喚起もして参りたいと存じます。以上でございます。

須増議員

課題があったという事はお認めになったのですけれども、やはり、改善をされていく確証が頂きたかったと思います。やはり、この時代、情報をつかむにはライブカメラや水位計、色々なものを駆使してもっと情報を掴むことができたのではないかと思います。いかがでしょうか。

土木部長

色々な情報と、色々な手段を持って情報を把握してはどうかというご質問だと思いますけれども、これまでもライブカメラであるとか水位計とかつけてまして河川等の情報を把握してきたところでございますし、今後防災水防活動、あるいは避難活動、こうした中で必要があれば検討しても、さらなる設置等も検討して参りたいと考えております。以上でございます。